

全建事発第 166 号
令和 3 年 3 月 30 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行（令和 3 年 4 月 1 日）について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、建設業の働き方改革の推進及び将来の担い手の確保を目的とした「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第 30 号）の施行（一部を除く。）については、令和 2 年 10 月 5 日付け全建事発第 101 号にてお知らせしたところですが、未施行となっていた技術検定制度的見直し（建設業法第 27 条関係）部分について、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。

これに伴い、国土交通省より別添のとおり周知依頼がありましたので、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に対して周知賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 堤
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp